

保護者の就労のため、自宅で過ごすことが困難な小学生を対象に 「緊急児童居場所づくり事業」を実施します

国は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年2月27日に全国の小中高校等を臨時休業にするよう要請を行いました。

この国の要請に則り、現在、港区立小学校や多くの私立小学校等が臨時休業しています。

区では、こうした状況を踏まえ、特に小学校低学年の子どもは自宅で過ごすことが困難なため、感染の予防に十分留意したうえで、港区学童クラブを開所しています。

さらに、学童クラブに登録していない児童の中にも、保護者の就労により自宅で過ごすことが困難な状況があることから、港区立小学校を活用した「緊急児童居場所づくり事業」を3月9日（月）から開始します。

実施期間

令和2年3月9日（月）から令和2年3月31日（火）まで

実施時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は実施しません。）

対象者

保護者の就労のため、自宅で過ごすことが困難な港区立小学校に在籍している小学生及び区内に在住している小学生

利用できる港区立小学校

港区立小学校に在籍している児童：在籍している港区立小学校

私立小学校等に在籍している区内在住の児童：住所地の通学区域にある港区立小学校

事業内容

港区立小学校の図書室や校庭、体育館を活用した居場所の提供を行います。児童は主に自習や読書をして過ごすとともに、体を動かせるように時間を決めて校庭、体育館での自由遊びの時間を設けます。

イベント等は実施せず、放課GO→(クラブ)の運営事業者と港区立小学校の教職員などが児童を見守り、児童の体調不良などの際には、事前に登録された保護者へ連絡を行います。

利用料

無料

利用申込

3月6日（金）と3月7日（土）の午前9時から午後5時まで、事前受付を行います。

利用をご希望の方は、裏面に記載の問い合わせ先に参加登録申込書を提出してください。

※参加登録申込書は港区ホームページからダウンロードできます。

※事業開始後（3月9日以降）も各実施校で随時受け付けます。

利用にあたっての注意事項

- (1) 児童の受入方法は、児童館等の一般利用と同様、児童が受付簿の記入を行います。
- (2) 昼食の提供はありません。お昼の時間帯を利用される場合は、お弁当を持参してください。
- (3) 事業の実施にあたっては、感染の予防に十分留意しておりますが、各ご家庭においても、手洗いやマスクの着用などの予防対策に努めるよう、ご協力をお願いします。

発熱等が認められる場合の対応

新型コロナウイルス感染症を防止する観点から、37.5度以上の発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、利用はできません。

また、発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間もできません。

※緊急児童居場所づくり事業を利用する日は、登室前に自宅でお子さんの体温を計測するとともに、健康状態を確認し、発熱等が認められないことを確認してください。

※登室後に発熱等が認められた場合は、保護者の方にお迎えに来ていただきます。